

ID: 75

担当部署: 保険年金課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第77号		
【基準】 第5条の規定による。 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産した場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によりこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 保険年金課

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第77号		
【基準】 第6条の規定による。 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡した場合は、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によりこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 保険年金課

処分の概要	妊産婦付加金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第77号		
【基準】 第7条の規定による。 (妊産婦付加金) 第7条 被保険者である妊産婦が療養の給付又は療養費の支給を受けた場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、妊産婦付加金として第4条の一部負担金に相当する額を支給する。ただし、一部負担金の額が月額100円未満のときは、これを支給しない。 2 前項の妊産婦とは、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出の受理のあった日の属する月の初日から出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日までのものをいう。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 保険年金課

処分の概要	傷病手当金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険条例 附則第5項から第10項まで		
例 規 番 号	平成17年条例第77号		
【基準】 附則第5項から第10項までの規定による。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)に感染した場合(発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合を含む。附則第8項及び附則第9項において同じ。)に限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えときは、その金額とする。 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (新型コロナに感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 8 新型コロナに感染した場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 9 前項に規定する者が、新型コロナに感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 保険年金課

処分の概要	使用料及び手数料の徴収猶予及び減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第79号		
【基準】 第4条の規定による。 (徴収猶予及び減免) 第4条 市長は、特別の事情があると認めた者に対しては、前条に規定する使用料及び手数料の徴収を猶予し、又はその全部若しくは一部を減額若しくは免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日